公 示

第五管区海上保安本部長公示第 47 号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量 の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月28日

第五管区海上保安本部長(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 近畿地方整備局 大阪港湾·空港整備事務所 称 (1) 名

所 大阪府大阪市港区弁天 1-2-1-1500 住

(2) 名

称 第五管区海上保安本部所 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 住

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 阪神港堺泉北区第5区 (付図のとおり)
- (2)期間 令和7年12月1日から 令和7年12月26日までのうち1日
- 3 水路測量の実施方法 GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令 第55号)第6条に定める標識(白紅白のえん尾旗)を掲揚する。

